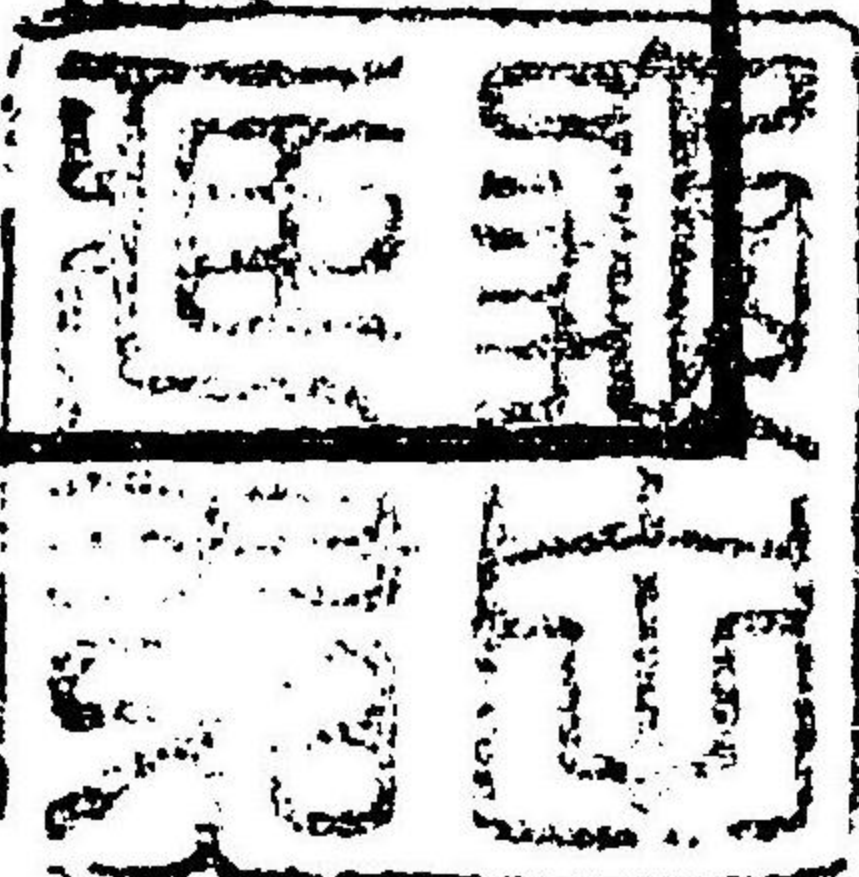


338043

讀史餘論卷三

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正



○上皇御政務之事下

安徳を高倉の子母は清盛の女建禮門院といふ。三歳して受禪。清盛夫婦准三后の宣旨を蒙る。關白基通攝政たり。法皇を鳥羽殿ふとらハ此高倉上皇は新院と申せしと。政務残のろひ陰ハ云。攝政を名のりて天下の事おろくを清盛の心のも也。三月新院嚴嶋へ御幸。此時清盛上皇おとらや四月源頼政ひそくに以仁親王を勧めま

いふ也。平家滅亡さびとほのれ。法皇第二子なり
 五月事覺れて、清盛やうて知盛をうてうたむ。新院異腹兄也
 親王中流矢而死。三十歳 頼政自殺。七十歳 仲綱、兼綱ハ
 戰死。六月、清盛遷都於攝州、福原。復幽法皇於福原、
 御所。以仁親王の事うてうて也。又頼政の事うて
 うて、諸國乃源氏悉く殺さうて、と沙汰す。八月、
 頼朝舉兵於豆州。四 十月、義仲舉兵於信州。此月、清
 盛う下さう兵富士河うて潰ゆ。維盛大將軍 忠度副將軍 十二
 月、清盛復京師。養和元年、正月、高倉院薨。一 二月、清
 盛命城助長為越後守、討義仲。西海南海兵起。西國 小伊豫 小河野 紀州 小熊野 別當等なり 源行家尾張、小到ふと聞えて

知盛惟盛をさうむと逼留うて皆うてうて。閏八
 月、清盛薨。六十歳 此夜、西八條第火。宗盛奉還法皇於
 法住寺。三月、重衡、惟盛敗行家兵於尾張、墨保川。卿
 公義圓戰死。義經の同母兄 六月、平助長出師。俄死。七月、宗
 盛令肥後守貞能討鎮西兵。八月、勅陸奥守藤秀衡
 討源頼朝。秀衡不受命。壽永元年、九月、城長茂任越
 後守。助長弟 與義仲戰敗。二年、四月、平維盛、通盛為大
 將軍。忠度、經正、清房、知教為副將軍。討義仲。五月、平
 軍大敗。還十萬兵。六月、に生還二萬人。副將軍知
 教戰死。七月、義仲、叡山、小陣、宗盛等奉
 主上、奔福原。清盛季子 七月十四日、貞能討鎮西、平之、而歸、廿五日、小都ねちといふ、又平族の中、知

盛らうり都にて死す義仲を以仁の御子を乳母
 子讚岐守重秀の僧ふあし北國へ奔りしを還俗
 きしめて主ふせんとして具し上洛す木曾宮還
 俗宮後ふのふ宮と申は按江路入洛とせ也
 山小上上江州を經て都ふ入ら初義仲越前の府小
 至て議す戦ん七本陣とい覺明謀て山僧拒
 等と合謀して東坂本陣して備六郎親忠覺明
 等六千兵也玉海小是月朔帝御紫宸誤墜于南階
 雷下又有牛升小板敷上又狐糞御床上愚管抄
 此時法皇新熊野小まゝ藤原範季潛ふ奏して源
 氏をて小江州に至れり六波羅ねとろささハ
 ぬ東北に兵軍事小長せり平氏に敵をへさ小阿

尊成下
 本分註四
 官二字

ら次君さのつ終はん小此時也といひ
 っハ鞍馬小不至上玉海小攝政基通豔容あ
 るを法皇常に愛し終ひっハ基通平家小志た
 一の里っとさ奉て西海小赴んとるのわし
 事を告參らせられっはひそうに鞍馬小御幸
 日廿ののち叡山小登り終ふ宗盛等法皇うせ
 終ひっは力なく主上をさ里奉り都をわ川廿
 日うて法皇御歸路義仲を勢多う行家宇治
 より都小入る法皇使下され頼朝もめん
 社と不答八月日法皇尊成を即位せむむり
 こと平家を福原小したまう筑紫へたつこれ
 小里二帝あり安徳を日先帝と申しこ此時高

倉の皇子安徳の外、三宮ハ西海不在、三宮と四宮と洛、小あり、三宮時五歳也、此外以仁王の子木曾宮ハ一三

後鳥羽院ハ高倉第四子、四歳以て即位、基通攝政そののあくる、此時前關白基房ひろくに法皇にこふて、其子師家を攝政とせむと云、世人ハ右大臣兼實其任小あを執りといひ一つと、法皇もとより基通を愛し、つは平家乃密謀を告申せし小つと、其難儀のつ終不故也、十日、小義仲を左馬頭小任し、越後を賜ひ、朝日將軍とす、行家備後守小なるは、義仲行家國をさらひつは、義仲を伊豫守、行家ハ備前守小なるは、此外源氏十餘

人受領檢非違使、衛府乃刷小なるは、十月、頼朝欲討義仲、發兵、到遠州、聽藤秀衡出師、於白河關而還、平家物語小、木曾を平氏筑紫を奔歸りて讚州屋嶋小止り、山陽、南海十四國を徇へつと聞て兵をつらハ、備中、水嶋あてまけ軍と聞え一に、みつら備中にむつして勝いくさ、都に留守行家院乃さり人もてあると聞一つは歸ふ、行家播磨小下り、室山合戦して、平家小不ら終一と見ゆ、玉海小、十一月、義仲守洛、行家發兵、於播州、頼朝就廳官中原泰定奏曰、聞藤秀衡賜院宣討、頼朝恐是非叡旨、義仲矯制也、以其院宣轉寫至關

讀史餘論

卷三

三

東乃寫呈焉。法皇大驚。按、法皇義仲君臣之際を離間せんといふ所あり。又義仲を討んとすといふ辭なきは故なき。うけをまた法皇を脅制せんとの爲なる。東鑑を按るるに、清盛薨せし養和元年、閏二月、頼朝その伯父志田三郎先生義廣と戦ふ事あり。義廣戦うて義仲より死り。三月、院中にて議定ありて、武田太郎信義小仰とて、頼朝追討に聽御下文を被下るゝとの事。京より大夫うゑ入道三善善信告さるゝは、頼朝信義を疑ふの間、信義誓紙を捧て其事なきより、院中より中一年を隔て、壽永二年乃比、信義頼朝小比く、義仲越後を破り、頼朝小志たると平氏と縁をむすびて

頼朝をとり、ふれを信義の女を志水冠者義高小嫁さんとせしを義仲ゆるさけり。故小ふくを諷さし也。おく小おろて頼朝、義仲と戦むとす。義仲志田、義廣をうらて出をくまやうもをいさらはとて、義高を鎌倉うつりて、頼朝と和したる。これ平家こそ朝敵をば、頼朝と軍をむやうをあら次との事なり。頼朝その長女をいへ、義高の妻とす。これうけて相定さし所を、いへ、ふれ、ち義仲を北陸攻上りて、つひ小都小入りたり。十一月十九日、義仲攻法住寺、幽法皇於五條内裏、遷帝於關院。これを源氏兵京中に

みちくして洛外より田代のりて秣と。資財等を奪ふと聞えて、院より壹岐判官知康を御使ふと制す。さうして仰下されし。知康その御答をさうして次馳歸りて義仲をさうする。と讒とを。さらばとく山山寺の僧を召集して義仲を討てく。とあり。本曾小属せし畿内乃兵皆く院小参り。五萬兵總ふ七千となり。院中小参る兵二萬。知康大将を承る。義仲やうして法住寺殿よりして。火箭を射う。多し。多し。官兵皆潰ゆ。法皇のねを。陰ふをとりて。五條内裏へ入る。は。次帝をえ。閑院殿へ行幸する。義仲の手にくる所

六百三十餘人とつふ。廿三日義仲四十九人の官職をとくむ。此時頼朝舎弟等小六萬兵を承る。義仲うてとて遣へる。に。ふくと聞て尾州熱田邊小陣をとくむ。義仲平氏一使して上洛あう。とつひは。つや。小知盛の議ありて。義仲小降参す。と答らる。義仲又をたつ。松殿入道殿下は意見ふ。つや。とく。人人の官を復し。殿下の子師家の。後二位中納言なり。院内大臣と。攝政と。十二月十日小法皇を出し。申さる。大膳大夫成忠。宿所六條西洞院へ幸なりぬ。元暦元年正月十日。義仲兼征夷大

將軍東鑑云鎮守府宣下者坂上中興以後至藤範
 季安元二年七十度征夷僅兩度也桓武延曆十六年十
 一月坂上田村丸朱雀天慶三年正月藤忠文爾來
 皇家廿二代二百四十五年職原抄云征夷者始於
 日本武尊已往東征人或為按察使或為鎮守將軍
 文屋綿丸以來有征夷將軍之號平城嵯峨戰日平
 使愚按田村丸忠文皆稱征夷將軍征夷號久以中
 絶義仲任征夷將軍其後賴朝任之爾來連綿按征
 名自日本武始征夷將軍之號夷之廿日東軍與義仲戰
 自綿丸始爾來以義仲為中興之廿日東軍與義仲戰
 于京師義仲及義廣敗死
 按之義仲之高倉官乃令旨を奉て兵

を舉一に宮に御事ありしと其御子乃僧と
 なるを治ひしを取立還信なりまいらせ主とな
 次又伯父に義廣小頼まはしを賴朝恨て私軍
 せむとせしに我愛子は十三なりを出入して中
 和らさしと君父に義を知れりといふし
 北國度々の戦ありらる都ふむらひし時を
 山僧と故なき軍をむと然る庵ららひして覺
 明の策法用ひてをみやくに京よ入るるまで
 平家の兵をやぶりて都城追はとせし事いと
 くを義仲の功也賴朝四年うほと東國を併吞
 てみるらる事ないと形をいふ出とくはる

何ら其。法皇天子成擇降ひ。日え。たのり主と
 七。一人。小黨と。事え。なり。なり。なり。悉く皆義
 小あ。た。れ。り。と。り。ふ。る。た。く。法住寺殿を。せ。め
 一。一。事。の。罪。あ。ま。と。り。と。ま。る。れ。れ。れ。知。康。の
 を。め。に。諛。と。存。れ。れ。法皇既に御誅罰あ。ま。く。り。ふ
 て。手。小。属。と。一。兵。と。を。も。と。く。を。馳。参。り。し。は。其
 憤。小。堪。さ。る。の。故。也。此。事。死。を。救。ふ。の。策。と。て。君
 側。を。は。ら。ふ。所。舉。と。そ。い。ふ。べ。し。さ。れ。ば。大。う。た
 多。義。仲。最。後。の。軍。な。ら。し。と。も。又。い。ひ。ふ。く。し。
 り。鼓。め。う。ら。や。ふ。ま。て。ま。る。よ。な。と。ま。ら。ぬ。也。
 也。そ。の。ち。松。殿。を。仰。ふ。ま。た。ら。し。院。我。も。出。し

ま。い。ら。き。開。官。の。人。人。を。も。出。と。り。類。理。り。あ。ら
 ぬ。男。は。あ。ら。ぬ。頼。朝。を。義。仲。を。討。れ。し。事。さ。ら
 ふ。う。は。謂。を。し。と。い。ふ。べ。し。と。り。免。れ。軍。と。む。と
 七。一。も。心。得。ら。れ。ぬ。う。け。ら。秀。衡。小。な。さ。れ。し
 と。い。ふ。院。宣。を。木。曾。の。謀。也。な。と。い。ひ。し。も。心。得
 矣。此。度。兄。弟。小。兵。は。あ。り。て。お。ほ。ま。し。も。法。住。寺。殿
 の。事。あ。り。し。を。聞。て。其。罪。を。問。ひ。し。は。あ。ら。ぬ。
 義。仲。法。住。寺。殿。を。や。ま。し。時。と。て。小。東。軍。を。熱。田
 山。至。れ。り。と。見。へ。し。頼。朝。を。心。ひ。と。く。小。を。は。ら
 ら。ま。い。と。あ。む。ら。き。免。れ。小。あ。る。也。平。家。物。語。盛。衰
 記。等。小。み。え。し。所。を。木。曾。の。田。舎。人。な。り。し。由。と

法住寺殿残やこゝとの事は見えぬ。其餘の
 罪を聞えぬ。法住寺殿を焼く事を先不論せり。
 田舎人の禮ふならぬと。いりて其功残掩
 ふへさ。されらの記兼倉乃代ふあるせし所を
 残るひとく。小頼朝の地をさむとせしつと
 つひふ其辭残得はりしと見えし。又玉海小清
 原頼業（頼業）をそのに兼實ふ申せし。わらうさ時信
 西弁小其子俊憲とむはれし。法皇不_レ時御在
 位に比也。俊憲申せし。今上も暗主也。治國の
 量あらは。晋惠帝八王小挾せて兵亂やむとな
 りりし。ふとくあふつと歎く。果して其言を

とく誰り先見の明を感せさるべきとついで
 と也。按るるに此院より今宮と申せし時を
 鳥羽院美福門院を愛しむ。近衛院を位ふ
 法事申されし。宮殿をたし。免れり。其後
 其後女院の崇徳院をみ。後ひし。故ふ思ひ外
 小此院を即位あり。されし二年より。其後
 保元乃亂あり。其後いふ。平治
 一。後ひし。信頼う。先しとら。其後いふ。平治
 乃亂あり。其後又二條院と御心。其後いふ。平治
 故ふ。嫡孫の六條をたし。後ひし。平治
 頻り擢任し。其後いふ。其後いふ。平治

ひて、よつらぬ輕薄お輩とくつりて平氏を滅
 さむしめて遂小兩度もてとらふ終ひ今又
 知康のとき、輕薄お者の讒し申す旨にうきて
 義仲の大功をすて、忽小誅しむむしめて
 とらふ終ひ事、前後四度也。うけ、ちや、そを終
 と賴朝ふたひやうと社て、遂小天下の權を奪
 へま終へり、保元乃亂後、とく、うか、善政茂
 行の終し、皆こ社信西うと、うらひ申と一所
 也。う終し、うま、才略の、を、知りて任用
 とら社しといふはあら、御乳母乃夫を社

そ、う終の申す旨、ふは、うせら終、なる、一、後
 憲ひと、帝の非器、茂終、の、ふ、も、あら、は、
 崇徳院、文、も、非、武、に、あ、ら、は、と、仰、さ、ら
 ま、一、由、保元物語、ふ、を、み、な、き、り
 義仲や、終、の、ら、廿二日、師家、終、攝政、を、と、く、免
 下、基通、再、ひ、攝政、氏、長、者、を、ら、是、又、法皇、此、御、意、也、
 廿九日に東軍京茂をら、二月五日、終、夜、義經、三、草
 山、終、兵、を、や、ふ、り、七、日、ふ、一、谷、茂、陷、る、此、ら、法皇
 松殿、基房、ふ、御、使、あ、ら、う、去、年、基通、職、を、や、め、ら、終
 一時、右大臣、兼、實、茂、舉、す、一、く、十二、歳、の、童子、師家を
 攝政、と、し、朝、を、輕、ん、一、私、を、い、と、な、ふ、義仲、ふ、黨、し

朕ら西幸を勸む。朕も西を去る今日あらむや。仰らば、基房陳そふ辭なり。平氏攝州小至り、日勢振ふと聞えて内應の人多し。一言敗と聞えて、これらの輩皆たそる。兼實一人義仲小黨より平家小通一をり、これら頼朝に社を聞て中原親能ふむらひて、朝政茂正さん、右府を以て當職とらむ。親能ひらる中納言雅頼小語る。雅頼又兼實小告し。玉海小出川。三月廿七日、頼朝正四位下、秀卿自六位叙四位例也。四月、頼朝義仲の子義高弑す。六月、範頼任三河守。八月、義経左衛門少尉、檢非違使

たを、頼朝不快より、義経を西海小むらひり。京都茂守ら、義経を以て平家をうたへん。と、範頼茂とむく。九月、義経叙從五位下。十月、院内昇殿をゆるはふ。頼朝彌心より、文治元年、二月十六日、義経西征。十七日、渡海。十八日、陥屋嶋。三月廿四日、義経與平軍戰長州壇浦、敗之。先帝没海。平氏悉殲。西海皆平。頼朝命範頼留鎮九州。徵義経還。四月廿二日、基通加茂詣法皇御見物。按す。去年十二月十六日、基通春日詣。時人いよく兵革うちけき。神鏡以また御歸洛なく。饑饉又加ふる。大營をふ事時茂とらむと。廿

六日、神鏡神璽入洛。廿七日、賴朝叙從二位、玉海小。賴朝の賞を議とせしめ、清盛叙正三位、凶例也。賴政叙從三位、ころろとて、正四位、下より三位を歴す。て、二位ふを命じたり也。五月、義經賴朝小使して、龜井誓紙を遣し、因幡守廣元小就て寃を訴し、賴朝不答。其後、義經宗盛父子をあて東行腰越こ不至、無倉小不入、事をゆるさず。六月、義經宗盛父子をあて歸洛、盛衰記、平家物語、長門本一の對面す、東鑑、宗盛父子を近江篠原に平家物語小、玉海小、義經篠原小ありて、大藏卿高階泰經小就て奏して、いとく、彼父子をあてして誅

す。其首檢非違使小附て按檢せし人也。但一路頭小をあてるや、法皇小の事を議せしめ、らるゝに、無實小を官高くて、帝家外戚たる。使廳小附す、らとて、法皇、賴朝、義經を憚て、ふた、ひ勅問あり、小無實小の事を決し、たと申さき、は法皇御心を、らす。彼首を使廳小に、を獄門小懸らせ。八月四日、賴朝佐佐木定綱をあて近江に兵戎具し、前備前守行家を討し。行家時小西十四日、義經無伊豫守院、既別當たり、京師を守護す、をを宣下あり、改元、今日、除目、の事、と見、此月、法皇、義朝

の墓平家勅使藤兼忠ありて内大臣正二位を贈ら

不平家物語九月頼朝梶原源太左衛門尉景季を京師

小遣義經を伺九月二日小遣りて義經小

命十月六日小遣りて行家を討へしと此時義

行家を討此月範頼自

西海入洛十月廿日に鎌倉小至ふ十月二日頼朝

土佐房昌俊に八十三騎をつまて義經を討しむ

此日鎌倉を以て行程九箇日小定めらる百鍊抄

小十月十七日今日被下源二品追討宣旨廷尉義

經雖申断上皇都無御承引而再三申之難治之間

忽有公卿會議大内兩府以下諸卿多參入各申云

平家義仲等之時事雖不起於叡慮隨彼等申請被

下件宣旨今又如此不可有異議者仍宣下今夜子

刻許義經宅堀河軍兵自四方攻寄有夜討之企義

經忽合戰來勇士皆悉逃散此間院中騷動四門

等被閉義經進使云奇怪之輩皆退散不可驚思食

者件張本者土佐房云々東鑑此時右大臣兼實意

見殊被盡理皆是關東引汲之詞也内大臣基通不

被申分明之儀左大臣經宗早可被宣下之由申切

帥中納言經房再三傾申之云々按東鑑所

記少異而詳注于下十月十三日義經潛に院參し

て申行家關東小叛兵を起さむと云其故

は頼朝の事を誅せむとある事を聞いて、いふれ
 る故ありて、罪ふと叔父を殺す、まやの旨、鬱陶
 しかふも多し也。義経は往を制するといふと承
 引なり。又義経の功、平家をわらうは、世を静
 謐し、属とむ。豈大功とらふべからんや。志
 うふ、頼朝その功、伐思ふ。さうらひあつた所
 の所領もくを改變し、刺誅滅のつゝ結構す。其難
 をのり、終んき、行家も同意し、訖の上、頼朝
 追討の官符を賜ふ。勅許をたらん。少は二人
 共に自殺し、と云く。行家の鬱陶をふと
 む、さうらひを仰下さる。十七日、昌俊六十餘騎に

て義経の宅を襲ふ。家人等西河邊、小道、遙るもの
 間無勢也。忠信を相具して門をひらき、さうらひ出で
 戦ふ。行家うらうらひをまけ、来りて、さうらひ戦ふ
 の間、土佐房等退散。義経院参りて、無為に、と
 奏す。十八日、昨日義経言上、事議定ある。小當時
 義経は外警衛の士なり。そ、濫行あらむ。ふを誰
 のさ、往を多し、今、難をのり、終んき、
 め先宣下ありて、追て子細、伐關東、小仰ら、
 頼朝定て其憤を、らんと、典のつゝ治定して宣下、
 上卿、左大臣、經宗、を、廿二日、小土佐房、や、
 一、事關東に聞ゆ。頼朝、南御堂の供養を行ひ、

廿五日小勇士等をつらげ尾張美濃小至りて足近洲俣の渡を兩國に任人小守らうと入洛して義經行家をうつらと下知し廿九日み川より鎌倉をもち東海東山北陸の兵を催促す平家物記小山朝政結城朝光等五十餘人を上す語盛衰十一月一日駿河國黃瀬河小陳し京都の事を伺ふ三日義經行家院参して後西行義經九州地頭二百騎をとりと義經行家法皇を奉りて西の兵を聚む共皆服七海赴人五日小關東より發遣の武士入洛頼朝忿怒之趣より左大臣經宗小申す今日河尻小至り攝津源氏多田藏

人行綱。豐嶋冠者等戦てうちやぬる然れとし義經の兵を落し勢を残りその多うらむ六日行家義經の船大物の浦より之れより七日義經都を出し事黃瀬河小聞ゆ今度此事宣言といひ廳下文といひ逆徒の申請小任せらる何事小ら度この勲功をよくらぬやのより頼朝をさるに鬱怒す八日大和守重弘一品房昌寛等を都小遣す鬱憤を申し候所也十日還鎌倉十一日頼朝の鬱怒を聞召たと候より義經行家追討の院宣茂畿内近國に國司小下さる十五日大藏卿泰經の状鎌倉小至り行家義經事偏為天

魔所為歟彼所請為避當時之難一旦雖似有勅許曾非叡慮之所與賴朝報云行家義經謀反事為天魔所為之由被仰下其無謂事候天魔者為佛法成妨於人倫致煩者也賴朝降伏數多之朝敵奉任世務於君之忠何忍變反逆非指叡慮被下院宣哉云行家云義經不召取之間諸國衰弊人民滅亡歟仍日本第一大天狗者更非他者歟

按多事小賴朝行家義經を誅とむとする事甚いそ社なり初賴朝鎌倉小入里よりつらつた自家を經營する乃志ありと社を東國の豪家を故なく誅滅し又義廣と戦ひ義仲をうたむ

とせいの類悉く皆己小害あらむとをくはれハ也平氏の暴逆誅せんを稱すとつとえ兵を擧て四年の間一騎をうて西せいの次富士河の戦も彼来れらる故小應七いもの也西征の師とを見て東國の郡郷なくともくに押領して已小功あももの小割あふふいふて是後朝憲を重くすとつらつと義仲をうちてつらつて小京に入て平氏を追落し朝賞小預りしを惡しむ故也然る小義經その心を得すして院中に伺候して朝賞小あつたふつらつた兵隊用ふ乃方天下に雙たつらつたふつらつたも賴朝の忌たもふ所

原本方作
問雙作變
非

也。されば頼朝常に彼ら兵權をうばひて其勢を孤にして平氏滅びしを以て其社を推すふたやあらん。然るに頼朝をうばつら朝小二心ある故。朝志の家もの忌めるなま。義經已の弟を皇といふと。當時すく小朝臣小列して京師の鎮護する。然るに社を輦輟の下に殺さむとす。此豈臣の家もの多きを取らんや。上皇は暗弱なふを利して行家義經の事。以て社をたひや。一に参らするに。木曾と平氏を滅すの功あり。小朝に社あり。小平氏は兵威を推して義經の功也。終

小平氏を亡くして義經の功多し。つひに一義仲伐誅と。事は法住寺殿をせ免参らせし罪を問ひし。非矣。東軍は京に入。一時を多く。社に凶悪の日ふあり。頼朝朝の御事のふかき。伐討し。つひに社を也。或たむらく。義經終小頼朝。小朝むさた。さらば頼朝の社を誅せんとせし。事理りとも。ふへしと云ふ。然るにあらす。義經と。めり。頼朝小二心なり。つひに頼朝の姦計あり。事を知らず。つひに頼光頼親頼信と。く。義家義綱義光と。ふとく。兄弟共小朝の御まもり

せ多くしとのを思ひて、頼朝乃代官として義
 仲をうち平氏をわぶり、後京師を守護して
 院中不伺候たり。然るを頼朝不快乃氣色あり
 しては、いふもして其心をこらむとたむひ
 させ、是より範頼平氏をわぶる事のなほいさ
 不及ひて、義經讃岐小むらじの時、渡邊より風
 あらく浪高きには真先、船を出す。大藏卿泰經
 これを諫めし。義經殊小存念あり、一陣にお
 りて命をすてむとたむふといひ、其の志も
 一此度の軍小はと成得んを最初小討死
 す。一、その勝とを得、頼朝の心もやこらさ

なむやと思ひし。是非すや、うくとく々に頼朝の
 を免ふ心を盡しぬ。社と、頼朝さらふより、これ
 も小心もれく、平氏ほろひ一日、さみやうに其
 兵権を奪ひて召還す。此のち數通の起請文を
 以て二心をきよしを申さしめとせさらばゆ
 ばさ、次はひ小討手をさしむ事なり。此時義經
 をつうら首刎てられ、年比乃志をあらはさむ
 多いさ志らに、その餘ハ自ら死、救ふの謀を
 出さんふら志あり。義經院宣を申請し、事やむ
 事を得るに出た。其志のよきをあらはせむ
 願ふ。ある人又たゆるく、義經の志驕て勇

を恃みきみつら其禍をくらむ。うけ加ふる
小景時の讒を以ててとりふ。これそ又頼朝小
黨をもち説也。範頼の愿して怯なるそつひ
一死をまぬるまじ。其死せし時誰か其を讒
とす。たもつに。頼朝のときそのく弟とら
む事最難し。とらふりふ。歴々

○鎌倉殿分掌天下之權事變

頼朝十四歳の時二條院永曆元年三月豆州小流
さけ高倉院治承四年八月三十四歳より兵を起
し。杉山の戦小利をくして房州小れ。九月上
總下總を志す。十月小武蔵を経て鎌倉小入

ふ。そし。頼朝房州小有し。藤九郎盛長を
て千葉常胤をうたらし。常胤盛長小就て申
せしは。當時の御居所要害の地小あら。又御曩
跡小あら。速に相模國鎌倉小出さ。と勸
めし。終小鎌倉小住とら。社也。頼義東
征の日。鶴岡を勸請し。義家と社を脩し。義朝のく
龜谷小住とら。曩迹とら。ひし。なり。
て頼朝行家義經をうつ。とて黄瀬河より
ち出て。ち。ち。鎌倉小歸りし時。十一月十日小
二日の事なり。頼朝鎌倉に歸りし後。平時。今度
政小兵をば。入洛せし。京を守ら。今度
ハ。關東の重事と社。沙汰の始終乃趣と思ひ煩
ハ。社。小。因幡前司廣元謀小申せし。世已し。澆

季小して梟惡の者尤時を得り。天下小反逆の輩あらむ事更小絶へらむ。東海道乃ちらむをらくてまゝ静謐きま多し。亦此と姦濫きんらんきたるて他方小起らむ歟。其を鎮めんを免に。毎度東國の兵を發せられん事人の煩也。國の費ふり。此のいてをまて諸國小御沙汰を交へ國衙くにがら莊園しやうゑんに守護地頭を補おぎなはせらる。ち小たそる所ところあらむ。早く申請しんせいまましといひいらる。頼朝よりちやう大不悦たいふえつひたり。十一月廿五日。北條時政入洛。此日このひまた行家義經ぎやうかぎけいを尋索じんさくむまさまりり宣下せんげ廿八日の夜時政帥中納言經房けいぼう小就おとぐぐ補任おぎなの諸國平

原本土作
公非

均小守護地頭權門勢家の莊土を論たまち兵糧米段別たんべつ五升を充課おぎなせらるり。伐申きりす。廿九日。ちやく申請しんせいまましし御沙汰ごさたありりと仰下おほささ。即日定驛法じやうえいぽう不論權門勢家之所領課おぎな往來わうらい之兵糧へいりやうと云いふ。十二月六日じふにがつにじふにち小頼朝行家義經同意ごういの廷臣ていしんを罪科つみか小處こせらるり。を申請しんせいひ。又右大臣みぎのうぢ無實むじつに状じやうを獻けんす。その大略たいりやくここりり平氏都へいしよを落おちす。のち畿内近國きいの武士ぶしは狼藉ろうしやくを停とどめめ。久經ひさけい國平くにへい二人ふたりの使しを差上さしあぎぎて院宣いんせんを賜たまははり。事ことは行いふふと申ますす。に彼國か國大略こくたいりやく沙汰さた一鎮いちちん免めんすす。は重おもて別わかの仰おほをまさまて鎮西四國ちんせいしよこく小下こしし遣つかははすす。然しかる

小義經九國に地頭を賜り、行家四國の地頭を給り、すてに下向の處に、風浪乃々免小從軍もくも覆没す。社らを尋求りし間の國國莊莊門戸山山寺寺、定て狼藉の事候、人歎今ふたゝてハ諸國莊園平均小地頭職を尋沙汰す候也。社身の利潤を思ふふあら、士民もくハ梟惡の意ありて、謀反の輩小値遇し、もくも脇の武士小就て、事を左右よりせ奇怪をあらはさむ歟。其用意ならむる向後四度計るは、とく歟。きく其後先例有限正税以下國役本家此雜事、對捍を致し、若懈怠を致さる、殊小誠

を加へ、其妨なく法小任きく沙汰いたさへしと云く。此年賴朝撰勇士、分監西海二十六國、十七日、賴朝の請小より、廷臣多く見任を解却せり。二年三月朔日、賴朝小勅して六十六州總追捕使となし、諸國各地頭職を置しむ。時政小七箇國を賜ひしと、堅く辭しけり。關東知行の國を相總下總、信濃、越後、豊後、等九箇國なり。十二日、内大臣基通を免して、右大臣兼實を攝政とし、代長者賜、隨身兵仗、聽牛車。此月時政歸鎌倉、武士廿餘人を京小し、左馬頭藤能保をして京を守しむ。こ社より能保の威や、盛也。賴朝の五月、能保兵をして行家を和

泉國よてう川子光家もうたふ。三年三月。基
 通再賜隨身兵杖。頼朝義経ハ秀衡ハ許ふ。重と
 聞て使をそせて奏す。此秀衡義経をこす事て
及逆のり。つくて廳下文を奥州小下さゆ。頼朝又雜色雜色戎
 遣す。秀衡異心をさしを申す。雜色の申す所を
 きて小用意の事ある歟と云。又此事戎京に申
 寸。十月廿九日。從五位上鎮守府將軍陸奥守藤秀
 衡平泉館小卒す。秀衡父基衡小傳して。陸奥出羽
 を領する事三十年。後妻此子泰衡戎嫡子小せん
 とす。錦戸太郎國衡泰衡と心より。秀衡死セ
 んと。時。泰衡の母をそて國衡の妻と。中

泰衡を大將軍として。國務をこむ。一
 といいて死と。いふ。五年。閏四月晦日。義経。民部
 少輔藤基成衣河館小自殺す。泰衡數百騎よて。骸
 ひ。子女子を殺して。四歳自
 害一歳。五月廿二日。申時奥州の飛脚来。六月
 十三日。泰衡使新田冠者高平義経の首を持来。義
 盛景時腰越。小出む。ひて實檢す。黒漆の櫃小入
 觀者皆涙を拭ふと云。義経死後。十四日。泰衡日
 ころ義経を隠し置し科。をて小反逆。小したる。
 これを征す。を下知す。此日。京師より能

讀史餘論

〇廿一

保う状来り。奥州追討の事内ニ申されし處沙汰を經らる。關東に鬱陶黙止うたりしと云ふ。義經も亦討られぬ。今年大神宮上棟。大佛寺に造營。彼是計會を。追討の事猶豫ありしと也。廿五日。ふは追討の宣旨を給ふ。と申す。廿六日。泰衡誅忠衡。三義經も同意も。其間宣下の旨ありに。り終り。義經死後。按ずる。此と。二月。忠衡。と此。と。り。東鑑も。え。所。六月廿六日。乃事也。た。ふ。東鑑乃説。と。る。と。歎。世。小傳。不。此時。義經死。な。と。思。ふ。忠衡。ら。も。と。小。の。か。れ。一。も。多。へ。一。う。つ。義經。已。に。自。殺。し。て。館。小。火。を。と。

な。ち。し。と。そ。い。ふ。歎。泰衡。の。獻。せ。し。首。真。を。と。ふ。を。あら。し。泰衡。を。始。と。義經。す。と。小。死。し。ぬ。と。た。か。い。し。に。其。首。を。得。さ。れ。る。似。た。る。も。の。首。を。取。り。て。酒。少。飲。し。日。數。歴。て。の。ち。小。鎌。倉。小。送。れ。る。り。や。の。く。て。忠。衡。の。義。經。を。助。も。を。奔。ら。し。り。残。さ。し。て。討。し。な。か。へ。し。賴。朝。を。疑。ふ。所。あ。ら。し。は。と。き。り。小。泰。衡。を。討。へ。し。と。望。申。さ。し。歎。世。小。傳。不。事。に。と。く。な。ら。ん。ふ。と。忠。衡。の。討。れ。し。も。義。經。の。討。れ。し。り。を。と。さ。さ。百。日。し。近。し。忠。衡。を。と。ふ。討。れ。し。上。と。義。經。に。死。ら。し。と。い。ふ。事。智。者。を。待。す。し。て。明。ら。し。也。義。經。手。を。束。ね。て。死。小。就。へ。と。人。も。あ。ら。ず。不。審。

高

乃事なまるとそ蝦夷の地小義経の家乃跡行る。又夷人飲食不必まじふ。予のいとゆゆキクルミとソコ即義経の事よて、義経此ち多は奥へゆきしをといひ傳へしとそいふ也。晦日、頼朝大庭平太景能の故老を多をきて相議していこく。奥州征伐乃事天聴を伺ふに今に勅許ふく。御家人等伐りしあひ免し事いづく有へきとありしに、景能をみやらに應して、軍中聞將軍之令不聞天子之詔といへり。既に奏聞を被経のうへをあるうら勅許を待ふたふふ。泰衡ハ累代御家人の遺跡をうけつゝその也。綸旨を下

はれすしそ誅罰あらんと何事の有へき。集れる兵士數日を費す事却て人乃煩也。そなく發向あ多へしとソコ、頼朝大小悦ひて鞍馬を賜ふ。七月十二日、定めて宣旨を下さし人與軍士をて小集り日茂経るの間、官使を下はる人ふは遅滞し、能保小仰きて彼飛脚しそ送るしと奏し、十九日に出師。八月八日、石那坂小戦ひ。九日、大木戸をやふし國衡をうち、連戦皆利を得て、廿一日、平泉を陥り。九月三日、泰衡の首を得る。三十九月九日、陣岡よて七月十九日小下さるく口宣院宣旨至れり。十一月三日、鎌倉小歸る。六

十六州もくも頼朝死つらさとれる所とされり、
 建久元年十月、頼朝上洛、大納言の二年十二月、兼
 實、關白となす、三年三月、後白河法皇崩す、七十在
 位三年のち、二條、六條、高倉、安徳、後鳥羽まで、五
 朝の間、院中より、政務を聴き、ふと三十四年、保元
 の亂、後信頼、清盛、義仲等、つたりにくる、みまひ
 一、頼朝の老免、小推戴、つれて安樂、終り終へ
 里、されと皇威のたより、天下終り、武家に歸せ
 一、事を、ふ、小始ふ、七月、帝始て政をみつらふ、
 頼朝を征夷大將軍とす、六年二月、頼朝上洛、東大
 寺供養のそめ也、政子、頼家同、く入洛、七年、十一

月、兼實上表、内大臣基通、關白、三度初、兼實、長
 女、入内、して中宮となす、加と皇子誕生なり、り、
 うち、頼朝の女、入内、せ、り、むと、とら、れ、き、時、小
 権大納言源通親、帝に乳母、三位局、藤範と通、して
 相謀り、て己の女を、い、れ、り、を、帝、に、れ、を、愛、して、
 頼朝乃、女、入内、あらむ、と、を、さ、ら、ひ、終、ひ、り、は、ひ
 そ、う、に、奏、して、り、れ、事、を、や、む、承、仁、法、親、王、を、帝、乃
 叔父、して、帝、と、む、つ、ま、り、く、日、日、小、宮、中、に、入、り、
 丹後局、子、榮と密通、し、ま、ふ、此、丹、後、局、と、り、り、後、白
 河、法、皇、の、寵、女、と、て、あ、ま、り、は、法、皇、に、く、れ、ま、ひ
 て、中、宮、の、事、を、專、小、して、播、磨、備、前、に、國、務、を、領

して新小大莊をいとなみしを、兼實頼朝とて、
 通親と黨して、帝を遊宴を好て兼實を恨て承仁
 朝悦ひすと稱して、帝乃心をたう、朝悦ひすと稱して、
 其職伐や免基通親をりめて、小代ら免し
 猶も兼實を流刑し申す、免しと、其罪なき
 是は帝ゆゑ、後をいさ、其詐をばさ、
 中宮も兼實に開白をや免ら終り、
 僧正慈圓を天台座主を
 を出て、八條院より、

やめら終り、承仁法親王を以て、
 七月頼朝の女死す、初兼實の奏、
 宣ありし、俄小兼實停職を聞て、
 死し、頼朝つまひら、通親の謀を聞て、
 女あり来年入洛して女御小備ふ、
 加へら、事其沙汰あふ、
 皆是を懼る、九年正月十一日、
 通親帝の朝務小倦み宴樂を恣し、
 専にとんう、免し、
 十九歳
 帝四歳

土御門院ハ後鳥羽第一子母ヲ承明門院内大臣
 通親女實ハ法印能圓能圓ハ法勝寺執行の女也
 始後鳥羽刑部卿ヲ四宮中ト申之日能圓能圓ハ養若の兄
 能圓能圓ハ養若ヲ入内能圓ハ養若ト申之日能圓能圓ハ養若の兄
 政ノ事ヲ聞テ大ニ小ニトシテ又ク
 疑フ十月基通賜内舍人隨身基通蟄居年を経
 小兼實職を罷らレ此ノ又ハ皆通親ノ
 攝關ノ此ノ時基房師家猶ハ松殿
 の流ト衰フ正治元年正月十三日賴朝卒三十五愚
 管抄ノ賴朝病中書殘兼實ノ贈リて此ノ入洛

く朝儀を正さんとトたシ不幸ノ此
 小至ス命也トりハ賴家十八歳トてハ此
 外祖時政ノ遺キ久ク四月高雄乃文覺隱岐國
 一流ト平家物語ノ後鳥羽院御遊ヲのノ旨ト
 せハたシ政道ヲ一向卿ノ局即通親
 乃モ也トけテ人ノ憂歎もハやシ次ニ吳王劍客ヲ
 好ミ天下ノ疵ヲ蒙ルもの絶テ楚王細腰
 を愛セ宮中ニ死スる女ヲほシり
 上ノ好ビ下ニ從フ習カ世ノ危キ
 有ク様ヲ見テ心ヲあラる人ノなケき悲シまシぬハか
 うリ中ニ二ノ宮ト申ハ守貞親王後正道

妻二位局範子死してのち承明門院も官中を退
 きて終ふ通親はひふ泰はりその實子にあらざり
 ち私通をりとも又人よりさう言はれりともいひま
 十二月基通攝政をやめて左大臣良経代はり愚
 管抄ふ古者前官執柄存者少也此比々基房を入
 道殿下といひ其子師家を小殿下といひ基通茂
 近衛殿下といひ無實茂九條殿下といひ良経を
 當殿下といふ同時五殿下あり未曾有之事也と
 三年正月權大納言藤宗頼卒其妻ハ承明門院乃
 母範子の妹よて卿三位無子とりふ外戚ふつこ
 て上皇につらつて權を專ふ宗頼の終の勢よ

ふらふと身を起さる宗頼死してのち妻の無子い
 とほくなく上皇小奏して前太政大臣頼實の妻
 たらむ事を乃らみ々々頼實官中乃權を執らむ
 とをたもひて悦ひてむうへたりおはらるる頼實
 院中政事あつらふ九月實朝將軍に任す元久
 元年春乃比北面の士猶少とて西面の士をた
 ち武事をふのち多し七月守治ふ狩り多し留り
 多ふと數日みづうら御衣茂脱て水小嬉まふ
 此比々關東をさるる二年四月頼實の女麗子
 を女御とすふまを頼實の前妻藤隆子の生み
 所也そはち無子茂娶りて隆子をも出さる無

子麗子を帝に御成長の後入内とて召びと思ひ
 てたの社の子ならぬとそやいなむを頼實既
 小相國を辭しけり。ふたぐひ朝權を執ふへ
 とたそひ妻乃兼子にまをて左大臣ふ任とら社
 ん事残上皇ふひを社とそ。相國きまへ人の降
 りて左大臣たらむといふ社なるとてゆき
 以後今春帝御元服ありて攝政良經の女を女御
 小参らとんとて頼實兼子をしてたの社ら女の
 事をひそくに申し今まを麗子入内とら。上皇良
 經は東宮順即位後待てり。の女を後ふな
 るへとて麗子を女御小参はる。建永元年二

月良經寛弘道寛治師乃例を遣い上巳曲水宴を
 行ふ。魚とす。上皇も臨幸あふ。とて京極の
 第を修造し。山をけき木をうゆ。池水茂湛へて巴
 字能流を通し。住吉の松をわらうらうは。三月攝
 政太政大臣従一位良經盜の首めに殺さる。廿八
 此事或も上皇其鎌倉と親しく。又も此才藝をい
 みて了る。とまふとそ。或も定家倭歌のたの社ふ
 敵し。まふをそりて也とも。管為長新古今序を作
 らさふと。残恨み。故也ともいへ。愚管抄ふよ
 ちて見社を。頼實と兼子と。謀ふ出也。上皇は
 ちろ。先は社。や否も詳ふ。其盜遂にあら

ハ此さるは當時頼實兼子の威をねそけし故な
 る一は是より上皇を嚴しく尋求せ給はさる
 也良經の女入内給る事頼實兼子夫婦の志
 之由なる事とをいふとほり給ひ、つれを又上皇
 乃御覺へふより、や、そすまじく攝政殿にた
 ふけ申せしより事起れる也左大臣家實攝政其
 父前關白内大臣基通賜隨身兵仗九條の流衰へ
 也十二月前太政大臣頼實賜隨身兵仗承元元年
 二月僧源空讚岐小流され其弟子安樂住蓮を誅
 す愚管抄小源空の徒勸入稱念佛則不妨犯女食
 肉云々四月前關白從一位太政大臣兼實薨九條

殿の祖後法住寺關白といひ又月輪殿といふ十六
 歳二年此比より上皇鍛冶を好み、十三人其
 番鍛冶を定給るは、つらうた勢給ひ前太
 政大臣頼實二位僧都尊長等鉅銭の柄小
 菊を銘せらふ四年十一月帝傳位於太弟時小帝
 順徳也十上皇東宮茂愛し、家實頼實とて、
 て帝茂はたろし奉らふ家實關白より上皇を本
 院とも一院とも申し、上御門を新院と申す
 順徳は後鳥羽第三子承久元年正月廿七日夜小
 源實朝の事あり治承より、承久より、二月二位殿信
 濃守藤行光茂使として雅成頼仁二皇弟をえら

みて鎌倉乃主とすくまを申さる。此の事
 さき二位殿上洛の時、二位局兼子の頼實の妻と約し
 ひしる。實朝を子れくる。皇子一人を養ひま
 らせて。鎌倉の主とせむといひし故也。行光志
 さりに望申し。又義時等連署乃状を上りて望み
 小そし然らも天下小二君ある也とて。上皇許
 坊門内大臣信清乃女。閏月。義時とて實朝乃後室を
 請む。故中納言能保の妻ハ頼朝乃女兄也。
 女子攝政良經小嫁して道家をうみ
 也。外戚ふつきて。道家の子を源義朝小外玄孫

也。六月。勅許あり。六月。三寅丸下向。七月。大内守護
 右馬權頭源頼茂源三位。子下野守頼氏上皇
 乃命小そびさし。西面の士小仰て誅せら
 頼氏いもとら。頼茂等從類と共に仁壽殿小
 入て。大内小火をうもて自殺す。朝廷に重器多く
 やとぬ。おきま上皇源氏の一族。承久三年
 承久は亂起りぬ。

讀史餘論卷三

讀史餘論卷四

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

。北條九代陪臣より國命を執りし事付

皇統分社并攝家五流となり事七變

承久記小義時勅ふ背きし事乃起り其信州住人
仁科二郎平盛遠より子十四と十五小義時
て熊野へ詣りて一宮御参詣の時御覽し尋ら
きて二人の童西面ふ急し仕はる盛遠面目の思
を尋りて去まると同く参候義時聞て關東御恩
乃者ゆゑは社なく院中を奉公不心得とて關東

御恩の二個所茂收む。院宣を下さし還しあたふ
 る。と云ふと、不用。是は攝州長江倉橋兩莊を院
 中に召仕り多く白拍子龜菊小給りたる其地頭
 等領家茂忽諸一を社も龜菊憤り改易す。一と
 仰下さし義時地頭職は事上古よりなかりし茂
 頼朝平家追討の賞に申し賜はし。其追討六個
 年之間國の地頭人等父子兄弟郎従を討きし
 勲功より祭てわくらひし。一所を、さや科な
 くして。今義時。さからひもて改易せんとす。さ
 して、社をも不用。一院いふく憤りありて。國
 國乃兵を事に、つぎて召社し。より。正統記の論を

不用下恐
 院是二
 條分註

按をくた。此亂盛遠龜菊の事小起まふ。小はあら
 ず。頼朝薨し。後より關東茂滅さん。と云ふ。年比御
 心比ららふ思召らる社。と云ふ。さ社にみ
 川らら武事茂習ひらむ。西面は侍等を名加らむ。
 實朝の代小至りて關東御呪咀の事と多うり。承
 久記小も當大臣殿の官位をも除目とに望小を
 過てふ。社今。是を官打小せむ。た免とて。三條
 白河の橋小關東調伏乃堂をたす。最勝四天王
 院と名付らふ。はまら大臣程なくうた社をい
 う。ハ。白河の水乃たそまそありとて。急たこふ。
 社。今りなとも。これせり。實朝死し。時小關東

乃長久茂祈ま陰陽師數人そ其職をやめらま。
 うはる二位殿の皇子茂申請られし茂勅許まら
 りしを、か移て此御志此比に決しあふとま
 らまぬ。かくて承久三年四月廿六日、順徳讓位於
 東宮。時小順徳廿五歲、東宮ハ四正統記、承久三年
 の春此比に上皇思召なつとあり、今移て、俄小
 讓國し給ふ。順徳御身をうろ多て合戦の事をし
 一川御心小せき勢強はん御謀小や。關白家實を
 罷て、左大臣道家攝政をり。此後後鳥羽院一院共
 本院とも申し。土御門茂中院と、土御門在順徳
 を本院と申す。後鳥羽順徳を御心茂一院して

關東茂追討の事を議せら此小、土御門院ハ諫
 免止めまひ小也。承久記小は、徳大寺大臣諫り止
 一院。北面能登守秀康に仰とて、三浦
 駿河前司義村の弟平九郎判官胤義當時大番小
 て在京と、小仰合さ、胤胤義し義時小心よ、如ら
 給し領掌す。五月十四日、一院高陽院小渡りまひ。
 西園寺右大将公経并其子中納言實氏を弓場殿
 小名籠ら此。關東親胤伊賀判官光季茂召す。京都
 守護
 其家を圍まむ、光季并其子壽王冠者光綱、四戰
 死。其後中納言光親奉て諸國一院宣を下さる。關

東へ、狎松といぬ者御使をり、胤義も使下して
 兄様とくむ。狎松足とやき成以て撫はる。秀康の
 所後也。同月十九日午時、兩使鎌倉小著く、義村
 弟の使を追返して、其状を義時小示す。二位殿は
 御堂乃御所にて、陰陽道は葦ト筮あり。關東可屬
 太平比占あり。諸士群集の後、二位殿秋田城介景
 盛して仰承久記小皆心を一にして、衆
 社小も是最期の言葉也とて、京方小参らんとも、又
 留て御方小候て奉公仕らむとも、只今こゝろに
 申しき社とありしハ、皆一同小御方とらん
 り。戎領掌をり此時頼朝の思小よりて、諸侍昔

上編下二
 有下総二
 字

申さ此日く社小義時う宅して一族并小老者會
 議す。意見と多くと、大略を是柄箱根の道伐
 ふさまで待軍ありとを、社とて關東の諸士
 道覺阿群議の趣をうかへ、社とて關東の諸士
 一心をうすむは、關を守り日をまを事還て敗
 北ぬ因ふらん歟。運を天小任と早く兵伐京師小
 發とらむ。社といぬ義時此兩議を二位殿に申
 され社小西上せはらむは官軍伐敗り難うか
 一。武蔵の兵を待て速に上洛せし免とあり
 一。かば、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武蔵、安房、上總、常
 陸、信乃、上野、下野、陸奥、出羽十五州等の兵伐徴と。廿

讀史餘論

卷四

三

一日重て評議を是を住所を離れ官軍に向ひ左
 右なく上洛思惟ありとさ歟を由異議あり故
 也。廣元又いさく上洛定ふの後日を経る小くも
 異議又起れり。武蔵の兵伐待る事猶僻案也。
 日をうさねを武蔵の國衆も漸案一定て変心あ
 る。たゞ今夜中武州一身なりとも鞭伐揚ら
 れども。東國の武士もくを雲の龍ふさうふとく
 る。義時もく思ひいと。たゞ
 一大夫属入道善信宿老して此を老病危急の
 間籠居をなす。二位殿めして仰合されし。關東
 の安否此時小至極なり。群議をよくく廻さる。

廣元善信
 二老文臣
 有輔弼之功

一たゞ一凡慮のたつた所を兵伐發せり。れんと
 志かろく。一と思ふに。日數経らる。事懈緩と
 申す。一。大将一人ま川進發あり。一。歟といふ。
 義時聞て廣元善信の議同一き。悦び。泰時小下
 知し。書終る。泰時今夜と出して。稻瀬河の藤澤
 左衛門尉清近の家小宿す。廿二日。泰時十八騎
 てうちたひ。式部丞朝時も北道に大将してうら
 たつ。廿三日。宿老等ハ上洛はたさる。由して
 くる。まふ。承久記小。親上社ハ子ハ留り。子上きは
 親留る。父子兄弟引分上勢留られ。謀しをたそ
 ろ。一。社。廿五日。ま。東國の兵もくを打つ。

實信下一
本分註四
萬二字

東海道大將相摸守時房武藏守泰時足利武藏前
 司義氏三浦駿河前司義村千葉介胤經十萬東山道
 大將武田五郎信光小笠原次郎長清小山左衛門
 尉朝長結城左衛門尉朝光萬北陸道大將式部丞
 朝時結城七郎朝廣佐佐木太郎實信都合十九萬
 騎也廿七日小勅使狎松茂還すも一の鎌倉小至
 り一時胤義の使してとあらはれ尋ねらるる
 らハ葛西の谷ふかくれぬ一を頓て尋出され
 院宣ともやきすてらるる囚れぬ一義時
 一出して汝歸り参りて申さむは義時不義なく
 して違勅の身と罷成候上いとらう申に及んす

軍御好むれど舎弟時房子より候泰時朝時等を
 始め十九萬餘騎を参らせ候。おれ等に軍させ
 て御見物あましく。猶あき思召候。すは三郎重
 時四郎政村おれら先と一々十萬騎戎相具し
 義時をいそぎ参らむす候と申せとて追
 出さる。此日午の時小鎌倉戎出て六月一日午時
 小賀陽院一走りつき。泣き子細戎申す。人人興を
 さま督心體をさし。一院より物をいそぎ武
 士とを上らんあると。義時、首をとりて参らる
 る者あらむをふと仰せらる。うくて守治勢多むの
 る一や尾張河へやむ多らる。一とあらすに。

尾張河破まらむ時、守治勢多うて防く、
 尾張河まは九瀬あり、官兵をまらちつ
 らハ、さゆ、官兵一萬七千五百餘騎、六月晦日、東鑑
 三日と、都をたつ、五日東軍尾州一宮小至り、兵城
 あり、此日山道よりひうい、兵小やふら終て、大
 井戸の官兵引退さ、六日、豆戸の官兵破まて、株川
 洲、侯、市脇等、兵官兵はる急走る、八月、秀康等入洛、
 敗状を奏せしむ、守治勢多に兵城しけり、終て、一
 院、中院、新院等、敵山小御幸、此日、鎌倉にて義時ら
 釜殿小雷震して一人を殺す、義時懼れ、廣元を
 ういて、泰時等上洛とけ、朝家城らふ、奉らむ

株下一本
有瀬守

もの也、然る小此怪あると、一連命れとく、まら
 所あり、今度乃次第その是非天の決断候、仰く、
 一、怖畏は限小あらう、就中此事關東は佳例歟、文
 治五年東征の時、雷震于奥州之陣といふ、ト、並セ
 けり、た、晁吉乃由陰陽道皆一同小申す、九日小
 山僧等、カうて東軍にあとて、かた紀より、を奏
 と、うは、十日、三院又高陽院小還御、十三日、守治
 勢多合戦、十四日、官兵皆敗、此時、佐佐木四郎左衛
 門尉、信綱子息、太郎重綱、守治川乃先陣と、事あ
 り、十五日、大夫、史國宗を勅使して、泰時ら陣小む
 う、辰時、樋口河原、うて相逢ふ、泰時馬、り下る、

讀史館詩

卷四

七

後兵五千餘のうち院宣讀^よる者を尋ねし武
 州住人藤田三郎代^た擧出してよきむ。今度合戦
 不出^で敵慮^を謀臣等^が所^を申^を行^は也。於^に今^の者^を任^を申請^を可^し被^し宣
 下^に於^に洛中^に不可^し及^し狼戾^の之^を由^を可^し下^に知^し東^に上^に者^を。六月
 時房泰時六波羅^に入^り成^す。是^を兩^に六^に波羅^に始^す也。凡^の今
 度^のの戦^に殘^る黨^多きと疑^は刑^可從^は輕^とて死^を宥^めの
 ら多^くももの多^し。佐佐木中務入道經蓮ハ院中^に
 謀^主たり兵^敗きて鷲尾^小あまを聞^えて泰時使
 して死^を多^く事^をな^り此^のい^ひつらハ經蓮^にこれ
 死^を多^くむ係^使也。此^のい^ひつらハ事^也とて自殺^す。
 いまも志^をあは^さるを興^小の^をて六^に波羅^に未^きり

小^の泰時本意^小をむら^りをい^ひは眼^に成
 見^ひら^き心地^をけ^り多^く死^す。廿四月廿五日小^の張
 本の公卿并^に北面^に侍^は法師等^{十一}人^を渡^さふ。
 七月六日一院^を四^に辻^に仙洞^を鳥羽殿^小うつ。
 八日小^の落飾^此日^に持明院^宮を御即位^を申^す。
 九日小^の踐祚^先帝^を即位^を登壇^もなく
 軍^やふま^外舅攝政^{道家}の九條^乃第一^のう^に給^給
 不^ふ在^在位^七十七^日日嗣^はは^らへ参^らる^元服
 を^なく^て十七^うて^らく^九條^廢帝^と申^し
 廿十三日小^の一^院ハ隱岐^國ハ^{十三}二^歳ハ^六廿^日
 小^の新^院ハ佐渡^國ハ^{十六}五^歳ハ^四廿^四日^小六^條宮

は但馬國後鳥羽第三廿五日に冷泉宮ハ備前
 國第一子頼閏十月十日中院ハ土佐國一廿九
三十七御幸たうまいうす東鑑を按ずふ土御
 門院ハ叡慮よ起て忍ふ南海ふ幸あはし
 を志す土佐國に下に阿波國にうつまと分註
 一と里年代記よは此十月一日ふ土佐ふむらひ
 まい閏十月十日ふ阿波國へうつりふとあり
 さらる始る土佐と申定りうう阿波へ移しまい
 ら勢る多一一初き其まにままさる一
 と申せしに御心よを移されまいしと見えし年
 經て阿波へ移りまいししりはいふりし正統

記しふまてそ其世に亂れ思ふに誠小末の世は
 惑ふ心をありぬ一一又下に上を凌く端とを成
 りぬふ一一其いとれをよく辨へらる事不侍
 り頼朝勲功を昔より類なき程なれと偏に天下
 を掌にせしうは君とて安らうす思名をいえ
 理のり況や其蹤絶て後室に尼上陪臣の義時ハ
 世不なりぬれハ彼蹤削りて御心のまいはし
 らふ盈しと云も一往の謂なきふあらん然まと
 白河鳥羽の御代の比より政道の古きすたや
 りく衰へ後白河の御時兵革起て姦臣世に亂る
 天下の民殆塗炭小落りき頼朝一臂を揮て其亂

を平ちたり。王室をふるたふくはまてあり
 一と九年に塵を敵り萬民の肩も息まりぬ。上
 下堵を安し。東より西より其徳小服せしは。頼
 朝るくたりてそ叛く者ありとは聞えに。こは
 ほさふたと乃徳政外をいへ。いへたやそく覆
 ふへま。たとひ又ういへ。たぬ。民安
 らはま。上天よもくみし。次に王者の軍と
 いふは。咎あるを討して。累なきをほゆるは。は
 頼朝高官小上り守護の職を降ふ。是皆法皇乃勅
 裁也。私小ぬを免りとは定うたし。後室其跡を
 いらひ。義時久くう終る。權を執て。人望小肯ら

さる。一のハ。下小累ありとはいふ。つら。一往
 此謂る。うりにて追討せら。れん。上乃御咎とや
 申へ。謀叛起したる。朝敵の利得。さる。ふは。比
 量をら。終うたし。う。ま。を。時。終。至。ら。を。天。の。ゆ。る
 さ。ぬ。事。は。疑。れ。し。た。う。下。の。上。を。刺。す。る。は。ま。を
 免。た。ゆ。非。道。也。終。ふ。は。な。ら。皇。化。小。順。ハ。ま。を。一
 ま。先。ま。こ。と。の。徳。政。を。行。む。朝。威。伐。と。終。う。ま。は。刻
 する。は。う。ま。非。道。あり。そ。の。上。に。事。と。そ。覺。え。侍
 ふ。

謹按。ま。小。後。鳥。羽。院。天。下。に。君。た。ら。せ。終。へ。ま
 器。小。あ。ら。ま。と。に。徳。政。伐。語。を。う。ら。は。た。ふ

小初後白河の君を擇み多ひしやう事うらか
 るくし御事を高倉の御子を立ちまんと
 ならは長成立ふハ定ま終る事を三宮を
 やたてましくし治ま代も幼主成立ち終
 るハ尤心得あましくも也ましくも終の中
 な終る一歳も年長し終ひし終るをまふ
 庵けきみうら小ならう終るひしとやう
 て立ち終るハ事終外小帝位成る後く思召け
 るさま也且以仁親王此之けうらの御為に天
 下此兵をめし終る事ならけりやうた終は終
 ひし事成思召まもふと木曾の宮を立終

ハさうし終るハ猶御とくも長し終るし
 るらめ平家終人人も此宮た、世終る終る
 ねも終る終る平家物語小も見え終るか
 も又此時東西の帝御兄弟もてまり、後鳥羽
 ハ殊に御弟なり御兄もむひて終る争ひる
 不やうな心も名正しとははら終る終る
 其始正しから終るの故小その末いりてか
 は治るま

後堀河ハ高倉終孫二宮守貞の子也義時帝位小
 多参らせ、上歳御父守貞小尊辨を上り、後小ハ後
 申家實を攝政とす、今迄の攝政道家は、高倉院と
 終る父を終る、順徳の終る終る

ハ其職を 貞應二年、太上天皇崩。十月、家實攝政を
 辭して關白たり。元仁元年、六月、義時死。六十 泰時
 家を法く。これより後、武家の事ハ下 嘉祿元年、七
 月、二位、尼薨。九、六十 二年、賴經將軍宣下。安貞二年、十
 二月、近衛家實關白。元永元年、十一月、讓位。
 寛喜三年、七月、道家其嫡子左大臣教實、小關白。元
 仁元年、十月、土御門院崩。貞永元年、十一月、讓位。
二、廿 在位十一年。
 四條ハ後堀河の子。母ハ道家の女、藻壁門院也。二
 歳、即位。教實攝政。道家ハ帝の外祖。攝政殿も其子也。西園寺前相國。天福元年、近衛
公經ハ其舅也。朝權皆此。人小あり。

前關白基通薨。文曆元年、五月、廢帝崩。八月、
 後堀河崩。嘉禎元年、三月、攝政教實薨。道
 家、攝政たり。三年、二月、道家其婿近衛左
 大臣兼經、攝政をよばる。延應元年、二月、後鳥羽
 崩。仁治三年、正月、帝崩。泉涌寺、小葬る。此事始
 在位十年。
 後嵯峨院ハ土御門院第二子。母々宰相中將通宗
 乃女也。承久亂、二歳なるを土御門大納言源通
 方外戚に親して養ひ、乃らに、十八歳に御時通
 方も、かく社々を、祖母承明門院の許、小たり。
 元次、四條院、小崩して御子も御連枝、それ、順徳

院いまく佐渡小まりく。其御子忠成京にまゝい
 夫道家外孫たるは。六社成りて申さ社人とて
 關東へ議せらる。小泰時秋田城介義景して此
 帝をたて下る。夫城介京著以前忠成たゞ七孫
 ハ。いりこむ。さやといひ。に汝成遣は上げ
 何の憚らあは。たぐた後して土御門院乃御子成
 して参らる。いひ。は城介急上洛して。
 承明門院乃御所小参て泰時。旨を申す。順徳の
 母修明門院も。道家も大に驚き。いと力及は。夫
 同月廿日。踐祚。二歳。左大臣良實關白となふ。道家
 二條殿の祖なり。正統記。泰時。からい申て此

君をすゑ奉ふ誠小天命也。正理也。上御門院御兄
 して御心もえそむ。一と。孝行も深く聞えし。せ
 陸ひ。うは。天照太神の眞慮小代て。う。陸ひ申
 ける。え理也。大方泰時心正。一と。政す。を。小。一と。
 人をハ。え。物小。た。こ。ら。す。公家。外。御事。を。重。く
 一。本所。の。煩。を。止。一。ク。ハ。風。外。前。小。塵。な。る。一。て。天
 下。則。静。り。さ。う。く。て。年代。を。重。祚。一。と。偏。に。泰。時
 ら。カ。と。を。申。傳。ふ。り。る。陪。臣。一。と。て。久。一。と。く。權。を。執
 る。事。は。和。漢。兩。朝。小。先。例。を。一。其。主。一。と。一。賴。朝。す
 ら。二。世。を。は。過。去。義。時。い。ら。な。果。報。小。ら。一。か。ら
 ぶ。家。業。成。一。り。て。兵。馬。外。權。を。執。り。一。た。り。一

希なる事よや。されど殊なる才徳を聞えぬ。又大
 名其下に在る心や有るむ。中二と勢ハうりそ
 有し身死しつと。彼泰時相續て徳政を先とし。法
 式をうたぐす。己の分茂るを多しならん親族
 并小あらゆふ。武士までも戒しえて。高官位殘望
 ものをかりし。其政はして多き。小衰へ終りし
 ぬ。天命乃終る姿を多し。七代までたもてふこ
 そ彼ら餘薰るれを。恨る所なりといひつ。一に
 して保元平治より此うのみにたわらハるに。
 賴朝といふ人もなく。泰時といふものをからし
 一のは。日本國に人民いふをたわらふま。此い

葉原本作
 實事改之

禮をよくとらぬ人ハ。故より皇威の衰へ武備
 のかちふけふと思つるも過也。泰時らじうりを
 思ふ小はよく誠ある所ありむ。子孫ハは
 ちとの心あらし。堅くしる法あり。小
 行ひを違は。及すなから世をも累ねしに。持遠
 ららぬ事とそなれり。近代の得失を見て將來に
 鑒誠とせらるへさ也。此年六月十五日。泰時卒。六
 經時泰時孫傳孫。寛元元年六月。中宮皇子誕生。西
 園寺右大臣實氏外祖に勢を得て。道家良實父子
 と共小朝政を執る。西園寺の家を起さ。二年四
 月。賴經その子賴嗣。小將軍を讓る。在職十八年。七

藤氏の權こ社りつつひひ
小ねとろ一一故なり

按す多る小良房基經に相業議しくら以以社稷
之臣といひはるる。雖然光孝宇多の君たるる。管
公廣相の臣たるる。猶其權を奪ん事を欲す。蓋是
防微杜漸に深計遠慮也。忠平の純臣たる。外
實賴の後柄臣九世皆是外戚之威を持み朝廷
之權を弄す。後三條其權を抑へり是英明之
主也。院中政衰兵革屢起り小ねらひて藤氏
は大臣の危を救ひ顛を扶し其の一人をれ
保元の亂小忠通朝家小ある其弟賴長と不
和なるの故也といふとも其職小耻すといふ

一平治小基實關白なる一と十六の童子
論を多にたらず。平氏西奔乃日基通不從駕而
還法皇に恩寵茂思ふ小ねらひとも身已
小朝廷の大臣なりいらず捧首鼠竄して生を
苟くもすつき。義仲の法皇茂幽と日基房そ
の間小彌縫して泰甚茂去て濟時之才なき
小しもあらず賴朝守護地頭を請ふ兼實小
基茂執奏す遠見深識なきとす承久に亂
小家實寸策なきとて又新帝に攝政となる其
耻をたらず五代の臣のとも其のち後醍醐南狩
の日小至りて經忠最初小南に來たり大臣の

義小はちの、これらの外、北朝小留り仕一輩と
 もに君臣之大義を語るべからば、抑いさゆる
 攝政關白ハ大臣の表率たる、然るふらく忠を
 く義を弘輩、累世その職小任して、たゞみら
 らそ、所望族門地小矜る、耻なきの甚しき也、王
 室のねとろへし、たゞ名教乃や不社小う、禮
 りと、北畠准后此いひ々ん事、まゝとに然り
 帝在位十三年、よて、正元元年、十一月、讓位時小
 龜山院、後嵯峨第三子とて、第六子ともしり、紹
 運圖小う、社も第四子後深草、同母弟也、十一歳
 にて踐祚あり、弘長三年、十一月、時頼卒、三十是

了き、後深草は建長七年、十一月、三十歳の時入
 道して、長時小職、茂ゆつたり、文永九年、二月、後嵯
 峨崩五十一院中よて、政をまろしめ、次と廿餘年也、
 文永十一年、正月、讓位廿六、
 後宇多々龜山第二の子、後嵯峨とり養ひ、文永五
 年、八月、太子小た川、二歳、十一月、正月、受禪、八歳、此時後
 深草を本院といひ、龜山院新院とて、龜山院中
 よて、政代聽す、十月、本院の子熙仁伏見院の御事を東
 宮に十一つ、十一歳、帝より、二正統記小、龜山院、茂繼
 體と思召なき、今も小也、后腹小皇子生社、終ひ
 一を、後嵯峨とて、やいなまして、いつら太子

小つて後ひぬ。後宇後深草院御子まさをさしちて
 生れまひしとて引こさきまひし。伏見の後
 嵯峨さくまひして後。九年兄弟に御あらそひせ
 後ふ事あらそひし。御政務の事關東の事。時宗
 母儀大宮院小尋申さるる。先院の御事。嵯峨御素意
 を。當今小龜より月由を仰せらるる。此れを
 事定り禁中にて政務を任せ給ふ。事山此時天子
 聽さるる。後嵯峨繼體をば龜山と思召定まらせし。
 後深草の御流いふと覺へしを。此ころ本院ハ
 有といふ。龜山弟順に義思召けり。よや伏見院を
 御猶子として東宮小つて弘安四年正月蒙

古入寇の事あり。十年十月讓位。在位十三年
 伏見院々後深草院第二子十一歳にて東宮小立
 給ひ。廿三歳にて受禪。後深草院院中にて御政務
 あり。此時太上皇三人あり。後深草院一院とを本
 院ともいひ。龜山院中院といひ。後宇多を新院と
 いふ。正應二年四月帝に第一子胤仁。後伏見の御事。東宮
 小つて正統記小龜山此君代見。東宮小つて後ふ。
 其後御心をゆつにあり。事は出来て
 踐祚あり。東宮は。此天皇乃御子あり。關東に輩を
 貞時宣時を。龜山の正流を。近比となりて世を疑

一く思ひ付け社を小や、兩皇後深草龜山此御流をるくす申さむと相とからひ今心となん。異本
 太平記小故院に叡旨更小御嫡流本院乃御子孫
 登極乃事成止申す社中院の御一流をのゝ将来
 皇統た多く一とハ定申すまけり武家そ年来る
 如此小存定奉りさ。爰小弘安に末法うゝ持明院
 殿より故院に叡思全く御正嫡に當流を棄損申
 さ社後代乃御登極成止申す、御素意小あら
 けり所見宸翰の御遺状等成内、關東一遣ハさ
 社て愁ひ仰ら社一うゝ其時武家承り披さけふ
 小程やうて正應登極の御事を伏見の持明

院殿小執り申る事

按するに、伏見社院を東宮小立ら社一ハ時宗
 の計よりありなを、本院悦多む新院の御心
 もとけ本院と御中よりなを、ハ大宮院殿
 も悦多む此のちを讓位即位立坊之を關東社
 たりらひ也とりふ説あり、正統記の説はふと
 くより然るゝ、歟時宗よりからひより東宮
 小立てら社んハ本院を悦多むとも新院の
 御心よりは、ろらひ後不慮らるゝ但一關東よ
 り申す旨あり、ハ龜山弟順に義成思召ら
 りも、歟又後嵯峨いなる御事よりして、継

ふらふらと小思ひいふふの社と世を疑
しくたりいひ程なきは然る事の出來
と思ひてさらば兩皇の御流るるを
さむとさうやうなふらふ

此年九月鎌倉は將軍惟康俄小に洛して後嵯峨
子宗尊より二代の後深草の御子久明親王當今
て關東の君たりき弟を鎌倉小むらうして君とす此時天子鎌倉殿
也鎌倉執權貞時宣時也三年三月四日小紫宸殿の獅子狗
犬中よりこれたり皆あやみ小十日の事
なると天いまも明さるに甲斐源氏の末保曆間
小笠原の浅原八郎為頼といふもの禁闕を侵

すことありまふりて中院龜新院後宇告文
茂關東つつうハハ増鏡小九日右衛門の陣ま
り武士三四人馬小乗りなり九重の中一馳入
て上小のりて女孺の局乃口小立てやと
ふその茂見上を社まけ高まを路けある
男は赤地錦の鎧緋威乃鎧着て帝を
いつく小たふふと問夜のねとにといふ
まはいつくそと又とふ南殿より東北に隅と教
社も南よりあゆむく間小女孺内小参りて
權大納言典侍殿新内侍殿をにを承上ハ中
宮の御方小わたるを終ひを社對の屋小忍ひ

てふけさきまひ春日殿へ女房おやりよけいら
せまふ春宮をば中宮お御方の按察殿いたまふ参
らせて常盤井殿へつちよてふく此男からふし
て夜御殿へ尋参りそ社とそ大方人そなり中宮
お御方の侍乃長景政とりふもの名乗り参て戦
ふらく程ふ二條京極の篝五千餘騎よて馳まひ
りてとををばくふに合もる聲まひうた聞えけ
まふ心安くて内ふ参る御殿ともの格子引らな
くりて亂入ふ叶ハ一と思ひて夜御殿お御苗の
上よて自害しぬ太郎なりなる男ハ南殿お御帳
乃中にて自害しぬ弟お十九なるりけるは大床

子の椽お下ふ伏てうふその足茂まふくけ
社とそいれらあまたしてららめむとす社をか
おハて自害まるとくも腸をば皆より出しあり
手ふそもアをたりそお儘なら何れも六波羅
へうさけけけて出しなり此事次第ふ六波羅ふ
て尋沙汰も程に三條宰相中将實盛も名捕
ぬ三條の家ふ傳りて鯨尾とやいふ刀よてう
お浅原自害したふとりふ事とそ出来て中院そ
まろーめーたるなとてお聞ありて心くい
しきやうふいひあひふ中宮お御兄權太夫公
衛一院の御前よて此事ハ禪林寺殿山お御心合

後宇多第一子御子を東宮小左門帝は再從兄弟
不在位三年して正安三年正月此時執鎌倉權を貞
時を隱岐前司時清山城前司行貞上洛してたろ
一まゐらば東宮へ御くらゐをゆつら時不十
後二條の後宇多第一子十七歳して受禪八月
伏見第二子茂東宮小左門五龜山法皇と後宇皇
上皇と院中して御政務伏見後伏見に御代あを
參り仕ふる人希也一又うつりりとれり在
位六年餘して徳治三年八月崩四
花園は伏見院第二子十二歳して即位伏見上皇
院中して御政務あり九月後宇多法皇第二子茂

東宮小左門正統記儲君は定あり一に後二
條乃一子御子邦良親王居終ふ一と聞え一
不思召故ありして一は親王茂太子にして一
彼一の御子たさなく一は一猶子乃儀して
傳はを一邦良親王早世の御事あら一
此御末継體たる一と一置を一と一
邦良幼年に一故一關東に一在位十一年に
龜山法皇仰ら一定一也一
て文保二年二月東宮小讓ら一此時帝を廿二歳
東宮ハ廿二歳を一後宇多法皇を一は一免
その方一人待一ね申一を一關
東一を一申一と一高時一世一
の初也

後醍醐^{天皇}後宇多第二子。三十二歳^{にして}受禪。後宇多^の法皇院中^{より}御政務あり。三月。後二條の子邦良親王^を後東宮^とす。元亨二年。夏。法皇^{より}大納言藤定房^を御使^{して}。政を當今^に任^せらる。後關居^{あり}。關東^へ仰遣^{され}。武家異議^{あり}。り。大覺寺殿^へうつり。あまね。正中元年。六月。後宇多^の法皇崩^す。九月。土岐賴員^と多治見國長^等帝^に密詔^{を受}て。鎌倉^に出^で。乃^{して}聞^え。六波羅^{より}兵伐^はる。二年五月。日野中納言資朝^と日野右少辨俊基^とら^れて。東行^す。帝^に近臣^{より}密詔^{を受}て。聞^え。ふ。

て。七月。萬里小路大納言宣房^が告文^を高時^に送^る。資朝^は佐渡國^へ流^す。俊基^をゆるさ^す。歸^り朝廷^に無事^にな^る。按^ずるに。高倉院嚴嶋御幸^の時。清盛入道誓詞^を送^る。後^に強^ひ申^す。その^ち龜山^後宇多關東^に告文^を送^る。淺原^の事^もよ^り。世^に浮説^を仰^聞。此^を免^れ。萬葉^に尊^た。後^に屈^{して}陪臣^とむ^す。誓^ひを^ます。こ^のに^至り^て。王威^地ふ^たち^きり。此^を免^れ。後醍醐^又告文^を送^る。下^さ。此^を免^れ。關東^の疑^を解^き。御

宿意をたまたま社人多き叡謀ふり終りといふ
くむ歎、社と帝徳の御累とそ申へま

嘉暦元年三月東宮邦良薨^四七月後伏見上皇第

一子の^{光嚴院}御事と東宮ふきり、^四帝の御子を多しり

いと東宮立坊ハ關東より移りしを多しり

御心不任せられ去元徳二年四月朔日中原章房

盗死たれふころさる常樂記よは、大判異本太平

記小章房清水寺小詣て下向此時西乃大門より

八幡をふり拜しに小雨ふきをふ小蓑笠ふを

たきしたるもの一人後を過ると見えしう太刀

を抜て章房の首をうちたてて坂を下りゆく

下人四五人あれやとて主を持とて太刀を抜て

逐しと後影を小見えをたりこの章房を

中家一流に棟梁法曹一道の碩儒とて四朝小

法うて一家の世譽を得たり殊小當代無雙乃

息澤小浴一夙夜無二に拜趨致し、^五て登務

に断獄朝儀乃裁断君臣の顧問を得しは皇家

の輔弼たるし小、^六は殃災を出来し事朝に愁

歎道に衰微なり子息章兼章信等嫌疑致し仇

敵を索むる小、いふし、^七聞出し、^八東山雲

居寺に南の間乃東北にふどの岸に上小一字あ

ち瀬尾兵衛太郎并に同郷房といふもの也名譽

此惡黨らるる社をさす者也。志あるふられらハ殺害
 疑なりとす。定めな社を。章無を折ふ。病牀小
 ふして行向ハ。舎弟章信。廳下部十四五人。郎
 從下人三十餘人具。白襖小着籠に帶劍。小八
 葉。此車まで。未明小彼在所。寄たり。事は是非
 なく。彼屋をとり。まき。屋の内。成けり。今。家小一
 人。見え。又。本人。他行。此家とも見。一。女。ぬり。籠
 まて。うち。や。ふり。板敷。此下。まで。さ。り。今。社。とも
 一人。も。な。り。力。なく。歸。らん。と。ま。か。處。小。心。を。や。さ
 きの。走。返。て。薦。天井。構。た。糸。を見。上。り。ふ。人。此。衣
 裳。此。つ。は。少。み。え。な。ま。さ。る。も。の。長。刀。まで。天井。成

ち。破。る。ふ。人。ら。り。り。居。る。多。社。を。さ。す。見
 付。ら。れ。ぬ。と。思。ひ。て。太。刀。抜。て。男。一。人。に。と。り。下。ら
 む。と。一。け。る。處。成。下。り。え。と。て。長。刀。まで。腹。を。さ
 を。は。き。さ。り。社。を。か。ら。飛。下。り。糸。を。り。合。て。搦。免
 ん。と。一。と。ま。と。え。名。譽。此。手。さ。り。な。社。を。手。に。ひ。足
 ち。社。と。毛。散。こ。小。切。と。ら。ひ。て。よ。あ。は。は。く。巻。き。も
 あ。ら。は。し。り。を。郎。從。一。人。う。り。活。り。太。刀。取。直。し。
 小。脇。切。さ。す。は。り。社。を。ひ。多。む。所。成。廳。此。下。部。彦。武
 とい。ふ。者。く。み。ふ。す。此。男。初。此。勢。ふ。も。似。す。事。此。外
 によ。い。ま。さ。社。を。や。う。て。お。さ。つ。て。首。を。と。る。此。章
 房。ハ。一。道。此。儒。宗。當。職。此。廷。尉。と。し。て。義。を。正。し。理

此月帝東大寺、興福寺、延曆寺一行幸、僧徒等
殘うたらひ關東をさかり終ふ。五月、僧圓觀、文觀、
忠圓等とらハれて東行流刑、日野資朝、佐渡、
殺され。七月、俊基、ふくく、ひ關東ふめ、
て殺され。元弘元年、八月、關東乃使二人上洛、
帝并ふ尊雲法親王、流一參らせんきめ也。帝笠
置不行幸。九月、笠置陥り、帝蒙塵路、
て六波羅ふ入終ひぬ。在位一三年、時ふ四十九歳、
光嚴院元弘元年、十月、即位。後二條孫、邦良、
子康仁、後東宮とす。
按、ふ龜山、御後、後醍醐、
は

セ、一後二條孫を東宮ふ立申、
武家を不義、
明は、正慶元年、三月、後醍醐、
在位二年、
十四年、
後醍醐重祚あり

後醍醐復位の事

元弘三年、
年、
月、
月、
下、
花山院ふとら、
變ハ

。南北分立の事九

建武三年十二月小後醍醐吉野へ奔る。是
 吉野殿を南朝といひ、武家に共主伐北朝と
 申せしむる。されど重祚の後天下に一統三年小
 小みたまふ。南北小分れ、そのち吉野殿に
 是しまた、四年より延元四年北朝暦應二年ハ
 月十六日小崩す御十一
 後村上院位をつつさるひて在位三十三年建徳
 二年北朝後光嚴の應安四三月崩す終ぬ
 後龜山院即位す。在位十九年より北朝後小
 松院明徳三年義滿將軍閏十月南北御和睦に

て、阿蘇一世人とく持明院殿と大覺寺殿と系
 する御治世あるを、とて南帝御入洛より大
 覺寺殿小いらせ給ひ三種の神器伐北朝一渡さ
 せ南北分立五十六年此のち又うねてのちらまふ
 うひて大覺寺殿に御流代をたふるははれさる
 南方の人々憤りて軍起りし、南軍終
 小利なくして後花園院に長祿二年六月後龜山
 の御子南帝高陽院うとれ給ひし、さくまで
 南帝の皇統を絶す也明德三年より、小至て
 百廿餘年六十前後合とて南朝
 按とる小後醍醐不徳よりたハ一々れとそ北

條の代にほろふふ時小あをきまひしりも
 志るし程の中興の業を起し給ひしりや
 やうて又天下をなれつてつひ小南山よのり
 給ひきさ社とゆきしを萬乗の尊位踐つ給
 花し御事よく三種乃神器を御身にまきし
 ぎ勢給ひしりも時給關白近衛左大臣經忠茂
 とも給く光明院御代忠を存し義を
 ぞ知まはる朝臣多くは南朝小赴を仕へり給
 北朝よても經忠の従弟前内府基綱武家の輩
 を關白とすこは今の近衛の祖なり
 之猶後ハさるるは是利殿の代となり
 てもなす後ハさるる國國猶にほりき後龜山乃

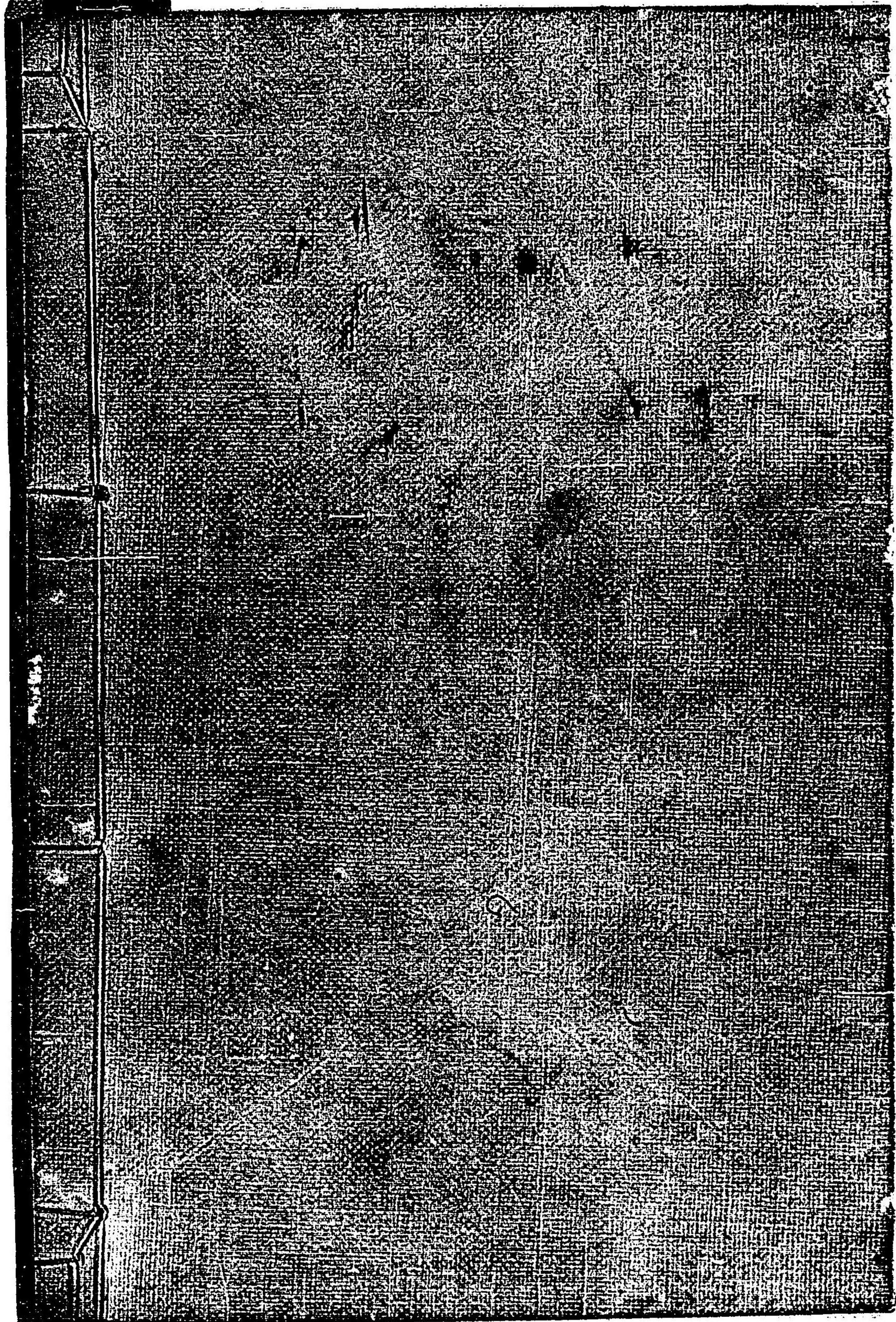
越勢志摩南朝の御領河内大和和泉紀伊伊賀伊
 越中肥後日向大隅薩越後伊豫備前石見長門
 摩等二ト州上は自然まとも終小運祚乃ひ
 らも終ふ事をかりしハ皆是創業の御不徳小
 よりて天にくをいふハぬなるし北朝ハた
 と足利殿の君小むさるるをたれて臣と
 して天下成あらそ給終ふ事をさすの心給中
 小ねを社給ひしはたそを戦小毎度利形あり
 一にまきて勸申す者とそ有しりややうて光
 明院成君として南北兩帝に御争はれしに
 多取てらる社也と社を心あふ人ハ北
 朝小仕ふる事成らるるを小たもいし太

平記等は物語ふも、持明院殿ハ大果報に人小
 て將軍より天子成後ハらと後ひいなるも、世
 人人いひもてとやし今と見えり。さらは
 北朝を全く足利殿より成た免にうた
 こさあめらと羅社し所まで正し皇統と申
 したるまゝハ或ハ偽主偽朝なとて其代より
 いひしと持見えり。そのり鎌倉殿天下に
 事を行きしうと。猶王朝は命はたふ所を
 りき。義時の代に廢立を恣ふもあはる。陪臣
 として國命成後ハことり事はす古に姿
 世に乃らるる。後醍醐は兵起させ後ひい

時不及て猶王命に應ふもその多かりき。の
 のち南山より成れ後ひい後も猶六十餘州の
 内三分ハ一川を天下に王す。ゆゑ事を知り
 きた。南朝既に亡ひし後ハ天下のく皇家あ
 り。こと成らるる。豊臣は太閤乃代乃初。皇家に
 威を假ちるるせき。天下を掌す。とねも
 ひて。毎事勅詔を稱せられし。誰はそれ
 小應せし。そのあは。る中より。靡き後ひい
 とのとは。なく。そは兵力成恐れし。故也。さ
 ら小皇家に服せし。をあら。なく王家にた
 とろ。多ひし。事のり。成按す。小。と。め文

徳弘幼子をもて儲位ふたてまひり起り
 て終ふを院中弘御政務ふ及て其威權をあら
 せし武家了假しあふしけさ多いしふ事なり
 ぬさらは一日二日小萬機あまるといふと
 とまふく心得らふしき事にや

讀史餘論卷四



算
人
餘
論

新
井
君
著

四

2

210.4
A654t
H